

# 住民税(町・県民税)に

## ついでのお知らせ

個人住民税は、1月1日現在で寄居町在住の方にかかる町と県の税金です。6月10日(火)に住民税の納税通知書(普通徴収)を発送します。第1期の納期は6月30日(月)ですので、窓口納付の方は金融機関、コンビニ等で納期までに納付をお願いします。口座振替の方は振替口座内の残高の確認をお願いします。給与特別徴収(天引き)の方については、5月中旬に給与支払者あてに通知書を発送しており、給与支払者を通して納付されます。

また、平成26年度の町・県民税から「東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律」の施行により、均等割額が5,000円(町民税3,500円、県民税1,500円)に引き上げられます。期間は平成26年度から平成35年度までの10年間です。増額された税は、各自防災組織への資機材貸与や防災備蓄倉庫の整備などに充てられ、地域防災力の向上を図ります。

ここでは、例年お問い合わせの多い質問にお答えするとともに、公的年金からの住民税の特別徴収(天引き)制度についてお知らせします。

### 住民税Q&A

- Q1** 私は年金暮らしで、収入や扶養等の控除にも変化がないのに、住民税が上がったのはどうしてですか？
- A1** 所得税では、平成23年以降の所得から「公的年金等の収入が40万円以下で、他の所得が20万円以下」の方については、確定申告の必要がなくなりました。
- 一方、住民税では、申告等をしないう扶養や生命保険料などの控除額が算入されない場合があります。この場合、住民税申告をする必要がありますので、必要書類と印鑑を税務課へご持参ください。
- Q2** 前年度と比べて税額が増えたのはどうしてですか？
- A2** 前年と比べ「所得が増える」、または「控除額が減る」ことで原則、税額は増えます。扶養や寡婦(夫)、障害、生命保険料などの控除の申告漏れがないかどうか、お手元の納税通知書をご確認ください。
- Q3** 私は昨年退職して、現在も働いていません。それなのに、今年も住民税の納税通知書が届いたのはどうしてですか？
- A3** 住民税は、翌年度課税の制度となっており、1月1日から12月31日までの所得に対して翌年に課税されます。そのため、現在働いていない方も納税通知書が届く場合があります。
- Q4** 私は平成26年2月に寄居町からA市に転出したのですが、6月になつて住民税の納税通知書が寄居町から届きました。これは間違いですか？
- A4** 間違いではありません。住民税は、1月1日に住民登録がある市区町村が課税することになっています。ご質問のようにA市に転出していても、1月1日現在で寄居町に居住していたのであれば、平成26年度の住民税は寄居町に納めていただくこととなります。反対に、A市から同年度の住民税の納税通知書が届くことはありません。
- Q5** 扶養の範囲内で働いているのに、住民税の納税通知書が届いたのはどうしてですか？
- A5** 寄居町の住民税は、所得が28万円(給与収入で93万円)を超えると課税されます。従って、年間の所得が38万円(給与収入で103万円)以下で、所得税の配偶者控除や扶養控除の範囲内で働いており、所得税が発生しない方でも、住民税については課税される場合があります。
- Q6** 私は会社員です。住民税の納税通知書が自宅に届いたのですが、給与からの天引きにしてもらうことはできますか？
- A6** 普通徴収(納付書等による納付)から特別徴収(給与からの天引き)に切り替えるには、勤務先が「特別徴収への切替申請書」を税務課あてに提出する必要があります。勤務先の経理・給与担当の方にご相談ください。
- なお、普通徴収は年4回(6月・8月・10月・12月)の納期ですが、特別徴収は12回(6月から翌年5月まで)の給与からの天引きとなり、1回当たりの納税額が小さくなります(年税額に変わりはありません)。

### 公的年金からの住民税の特別徴収(天引き)制度について

公的年金からの特別徴収(天引き)とは、公的年金から特別徴収(天引き)することです。納付方法が異なるだけで、住民税の額は変わりません。特別徴収によらない場合は、普通徴収納付書、あるいは口座振替による納付になります。

### 対象となる方

平成26年4月1日現在で年齢が65歳以上の公的年金受給者のうち、住民税の納税義務のある方で、年額18万円以上の老齢基礎年金、または老齢年金、退職年金等を受給している方(介護保険料の特別徴収と同様)です。

### 対象となる税額

公的年金等の所得に対する住民税の所得割額および均等割額です。※給与所得にかかる特別徴収のある方については、均等割額は給与から特別徴収されます。

### 徴収方法

表をご参照ください。なお、公的年金以外の所得にかかる住民税および年金特別徴収の対象とならない方の住民税については、従来どおりの方法による納付(給与からの特別徴収や普通徴収)をお願いします。

### 年金特別徴収の中止について

- ・ 次のような場合は、年金からの特別徴収が中止となり、未徴収分を普通徴収(納付書、あるいは口座振替)で納めていただきます。
- ・ 特別徴収対象の年金が支給停止となった場合
- ・ 介護保険料の年金特別徴収が中止となった場合
- ・ 年度途中で住民税の額に変更があった場合
- ・ 他市区町村へ転出、または死亡した場合
- ・ その他、年金特別徴収が困難と認められた場合

今年度、年金特別徴収が中止されても、翌年度にまた年金特別徴収の対象となった場合は、年金特別徴収開始初年度と同様に、6月・8月は普通徴収となり、10月から年金特別徴収が再開されます(表参照)。

問い合わせ/税務課(581・2121内線154・156)へ。

<b>特別徴収初年度・再開の方</b>					
上半期分を普通徴収(納付書等で支払う方法)で6月と8月に納めていただき、下半期分を特別徴収で納めていただきます。具体的な特別徴収額については、納税通知書の2頁をご覧ください。					
徴収方法	普通徴収(納付書等)			特別徴収(天引き)	
期別	上半期			下半期	
年金支給月	6月	8月	10月	12月	2月
徴収税額	年税額の4分の1ずつ			年税額の6分の1ずつ	
<b>特別徴収2年目以降の方</b>					
上半期の年金支給月(4月・6月・8月)は、前年度の下半期の特別徴収税額の3分の1ずつを仮徴収します。下半期の年金支給月(10月・12月・2月)は、年税額から当該年度上半期の特別徴収額を差し引いた額の3分の1を本徴収します。					
期別	上半期(仮徴収)			下半期(本徴収)	
年金支給月	4月	6月	8月	10月	12月 2月
徴収税額	前年度の下半期分の額の3分の1ずつ(原則、前年度2月と同額)			年税額から上半期に仮徴収した額を差し引いた額の3分の1ずつ	

## 実施します! 平成26年 経済センサスー基礎調査 平成26年 商業統計調査

総務省と経済産業省では、7月1日を調査基準日とする平成26年経済センサスー基礎調査および平成26年商業統計調査を一体的に実施します。この調査では、全国すべての事業所と企業が対象となります。回答方法は、調査員による調査票の配布・回収の他、インターネットを使用してオンラインでもご回答いただけます(新たに把握した一部事業所等についてはオンライン回答をご利用いただけませんため、調査員が回収に伺います)。皆さんの調査へのご理解とご協力をお願いします。

**目的** 経済センサスー基礎調査 事業所および企業の活動の状態を調査し、すべての産業分野の事業所および企業の従業者規模等の基本的構造を全国的・地域別に明らかにするとともに、各種統計調査の基礎となる母集団情報の整備を図ります。商業統計調査 商業を営む事業所について、産業分類別、従業者規模別、地域別等に従業者数、商品販売額等を把握し、商業の実態を明らかにし、商業に関する施策の基礎資料を得ます。

**日程・内容**

日程	内容
~6月30日(月)	調査員証を携帯した統計調査員が直接調査票を配布します。不在の場合は連絡メモ等を郵便受けに入れ、調査をお願いします。
7月1日(火)~	約束した日時に統計調査員が調査票の回収に伺います。なお、インターネットによるオンライン回答をした場合は伺いません。



ビルくん & ケイちゃん  
経済センサスのキャラクター

**調査結果の公表** 平成27年6月から、刊行物やインターネットなどで順次公表します。  
**その他** 調査票に記入していただいた内容は「統計法」で定められている利用目的以外(徴収資料等)に使用することは絶対にありませんので、安心してご提出ください。  
**問い合わせ** 企画課(☎581・2121内線363)へ。